

低所得世帯支援給付金の申請期限について

町では2月上旬より電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担の増加で特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の給付金を受給するための確認書を送付しております。確認書の提出がお済みでない世帯の方は申請期限までに福祉介護課までご提出ください。

また、家計急変世帯に該当する場合は、広報ながとろ2月号または長瀬町ホームページの「新着・お知らせ」に掲載されている「低所得世帯支援給付金について」の内容をご確認いただき、申請期限までにご申請ください。

●申請期限 令和6年3月15日(金)まで

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

「コバトンベビーギフト」をお贈りします

「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の気持ちをこめて、埼玉県と長瀬町から「コバトンベビーギフト」をお贈りします。

【対象世帯】

長瀬町に在住の、令和5年4月1日以降に生まれたお子様が
いる世帯

【ギフト内容】

1万円相当のギフト（赤ちゃん用品、食品等）

【申請期限】

お子様の1歳の誕生日の前日まで

【申請方法】

出生届提出時に健康こども課で配付するチラシの2次元コードから申請

【問い合わせ先】

生協パルシステム埼玉 受付センター（令和5年度子育てファミリー応援事業受託者）

TEL：0120・860・678

《受付時間》月～金 9：00～20：00

【県HP】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kenko/jidofukushi/kosodateshien/gifuto.html>



心の健康 家族の集い（のぞみ会）のお知らせ

長瀬町では、こころの病気を持つご家族がいらっしゃる方を対象に、家族のつどい（のぞみ会）を行っています。「病気になったのは自分のせいではないか。」「本人にどう対応したらいいのか。」等、同じ思いや悩みを持ったご家族同士だからわかりあえる、気兼ねなく話ができる場所です。すぐに解決できることばかりではありませんが、まずはお話ししてみませんか？お待ちしております。

【日 時】 奇数月第4月曜日

【対象者】 長瀬町居住の精神疾患をもつ人の家族

【内 容】 こころの病気を持つご家族同士の「お話し会」

●お互いに、抱えている悩みや苦勞を語り合います。（役場保健師も同席します）

●『聞いた内容は口外しない』『相手を批判しない』が会の決まりです。

●参加者の秘密は守られる会です。お気軽にご参加ください。

【申し込み】 当日9時までに必ず電話でお申し込みください。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133